

○草加市立児童館設置及び管理条例

平成17年9月30日

条例第33号

改正 平成18年3月24日条例第12号

平成18年9月21日条例第38号

平成19年9月28日条例第22号

平成19年9月28日条例第27号

平成20年3月18日条例第10号

平成24年3月19日条例第6号

平成25年3月18日条例第8号

平成25年12月17日条例第38号

平成26年9月17日条例第30号

平成27年3月23日条例第8号

平成27年12月16日条例第33号

平成29年12月21日条例第24号

令和3年12月14日条例第26号

令和4年6月14日条例第14号

令和4年12月15日条例第23号

草加市立児童館設置及び管理条例（昭和48年条例第26号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童の権利に関する条約に定める子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を踏まえ、自由な意思による創造的な遊びと学び等を通じて児童の豊かな知性と感性を育むため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定により、草加市立児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

（令3条例26・一部改正）

（名称及び位置）

第2条 児童館の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

（事業）

第3条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童館の施設及び図書、遊具その他の設備の利用による児童の福祉の増進に関すること。
- (2) 児童の遊びの指導、健康の増進、豊かな情操を養うことその他児童の心身の健全な育成指導に関すること。
- (3) 子ども会及び子育て支援サークル等の地域活動の支援に関すること。
- (4) 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関すること（草加市立住吉児童館に限る。）。
- (5) 児童福祉の行事に関すること。
- (6) その他児童館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項第4号の放課後児童健全育成事業の実施については、草加市立児童クラブ設置及び管理条例（平成15年条例第30号）第3条及び第5条から第8条までの規定を準用する。

（平18条例12・平18条例38・平19条例22・平24条例6・平25条例8・平25条例38・平29条例24・一部改正）

（管理）

第4条 草加市立住吉児童館、草加市立谷塚児童センター及び草加市立新栄児童センターは、市が管理する。

2 草加市立氷川児童センター（以下「指定施設」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者にその管理を行わせることができる。

（平19条例22・平27条例33・一部改正）

（利用時間）

第5条 児童館の利用時間は、午前10時から午後6時まで（第3条第2項において準用する場合を除く。）とする。ただし、市長又は指定管理者が特別な理由があると認めたとき（指定施設にあっては、市長の承認を得なければならない。）は、利用時間を変更することができる。

（平19条例22・平27条例8・令3条例26・一部改正）

（休館日）

第6条 児童館の休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長又は指定管理者が必要と認めたとき（指定施設にあっては、市

長の承認を得る。)は、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 第4条第1項に掲げる施設(草加市立谷塚児童センターを除く。) 次に掲げる日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(こどもの日は除く。)

ウ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(2) 草加市立谷塚児童センター 次に掲げる日

ア 水曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日のうちこどもの日は除く。)

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(3) 指定施設 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで  
(平19条例22・一部改正)

(利用対象者)

第7条 児童館を利用することができる者は、児童及び当該児童の保護者等並びに次に掲げる者とする。

(1) 地域の子ども会及び子育て支援サークル等で、集団的に児童館を利用する者

(2) 児童の活動で、児童館を集団的に利用する者

(3) 放課後児童健全育成事業を利用する者

(利用の許可)

第8条 前条第1号及び第2号に掲げる者が児童館を利用しようとするときは、あらかじめ児童館の管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

(1) 児童館の管理上支障があると認められるとき。

(2) 施設及び設備を破損するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその構成員若しくは関係者の利益になると認められるとき。

(4) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(5) その他児童館の設置目的に反すると認められるとき。

3 児童館の管理者は、第1項に規定する許可をする場合において必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

(平19条例27・一部改正)

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指示)

第9条の2 児童館の管理者は、児童館の遵守事項を定めるものとし、管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(平19条例27・追加)

(利用許可の取消し等)

第10条 児童館の管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(1) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第8条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(3) 第8条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 偽りその他不正な手段によって利用許可を受けたとき。

(5) その他児童館の管理者が必要があると認めるとき。

2 児童館の管理者は、利用者が前項の処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(平19条例27・一部改正)

(原状回復の義務)

第11条 利用者並びに第7条の児童及び当該児童の保護者等(以下「利用者等」という。)は、児童館の利用が終わったときは、直ちに当該施設及び設備を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により利用許可の取消し又は利用の停止を受けたときも、同様とする。

(賠償義務)

第12条 利用者等は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に施設若しくは設備を破損し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければなら

ない。

(指定の手續)

第13条 市長は、第4条第2項の規定により指定施設の指定管理者を指定しようとする場合は、原則として、公募によって指定管理者を指定しなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、次条の基準に基づいて最も適当な者を指定管理者として指定しなければならない。

4 市長は、前項の規定により指定管理者の指定を行うときは、自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(指定の基準)

第14条 市長は、次に掲げる基準により指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、指定施設の設置目的に沿った事業としてふさわしいものであること。

(2) 事業計画書の内容を確実に実行できる人的及び経済的能力を有する者であること。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 指定施設における第3条第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 指定施設の利用の許可及び許可の取消しに関すること。

(3) 指定施設の施設及び設備の維持管理に関すること。

(指定管理者の責務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる責務を遵守しなければならない。

(1) 住民の福祉の増進を目的とした公平かつ公正な施設運営を行うこと。

(2) 指定施設の設置目的に沿った事業運営を行うこと。

(3) 指定施設の管理業務に関し知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切な運用を行うとともに、当該個人情報等を他者に漏らし、又は自己の利益のために不正に利用してはならない。

2 指定管理者は、指定施設に関する業務の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(令4条例23・一部改正)

(報告)

第17条 指定管理者は、次の事項を記載した報告書を作成し、毎年度終了後60日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 指定施設の管理の実施状況
- (2) 指定施設の管理に係る収支状況
- (3) 団体の財務状況
- (4) その他規則で定める事項

(平20条例10・一部改正)

(立入調査等)

第18条 市長は、指定施設の管理の適正を期するために必要な限度において、指定管理者に対し、指定施設における管理業務について必要な報告を求め、又は市の職員に、当該指定管理者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該管理業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第19条 市長は、指定管理者の責めに帰すべき理由その他の理由により当該指定管理者による管理を継続することが困難と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、次の議会において報告をしなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた指定施設に係る第13条及び第14条に規定する指定管理者の指定に関する手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(経過措置)

- 3 施行日前になされた改正前の草加市立児童館設置及び管理条例の規定による指定施設の利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）は、改正後の草加市立児童館設置及び管理条例の相当規定により指定管理者がした利用の許可その他の処分とみなす。

附 則（平成18年条例第12号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第38号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定及び附則第4項中草加市立児童館設置及び管理条例（平成17年条例第33号）第3条第1項第4号の改正規定（「第6条の2第3項」を「第6条の2第2項」に改める部分に限る。） 平成18年10月1日

（平成19年規則第5号で平成19年4月1日から施行）

附 則（平成19年条例第22号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第10号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

(平成25年規則第36号で平成25年7月16日から施行)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の草加市立児童館設置及び管理条例第3条第2項の規定において準用する第1条の規定による改正前の草加市立児童クラブ設置及び管理条例第6条及び第8条の規定によりなされた草加市立新栄児童センターにおける放課後児童健全育成事業に係る入室の申込み等に関する手続は、第1条の規定による改正後の草加市立児童クラブ設置及び管理条例の相当規定により草加市立新栄児童クラブに係る入室の申込み等に関する手続がなされたものとみなす。

附 則 (平成25年条例第38号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の草加市立児童館設置及び管理条例第3条第2項の規定において準用する第1条の規定による改正前の草加市立児童クラブ設置及び管理条例第6条及び第8条の規定によりなされた草加市立松原児童館における放課後児童健全育成事業に係る入室の申込み等に関する手続は、第1条の規定による改正後の草加市立児童クラブ設置及び管理条例の相当規定により草加市立栄児童クラブに係る入室の申込み等に関する手続がなされたものとみなす。

附 則 (平成26年条例第30号)

この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による草加都市計画新田西部土地区画整理事業施行区域の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則 (平成27年条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第33号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第24号) 抄

(施行期日)



1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第26号）抄

改正 令和4年6月14日条例第14号

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（令4条例14・一部改正）

附 則（令和4年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第23号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（平19条例22・平26条例30・平27条例33・一部改正）

名称	位置
草加市立住吉児童館	草加市住吉二丁目2番8号
草加市立谷塚児童センター	草加市谷塚町752番地 草加市立市民交流活動センター内
草加市立新栄児童センター	草加市新栄四丁目813番地32
草加市立氷川児童センター	草加市氷川町934番地5

○草加市立児童館設置及び管理条例施行規則

平成17年10月4日

規則第55号

改正 平成18年9月29日規則第67号

平成19年9月28日規則第44号

平成19年9月28日規則第48号

平成20年11月28日規則第37号

平成22年3月31日規則第8号

平成23年3月30日規則第11号

平成25年7月12日規則第37号

平成26年1月21日規則第2号

平成30年8月17日規則第30号

草加市立児童館設置及び管理条例施行規則（昭和48年規則第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、草加市立児童館設置及び管理条例（平成17年条例第33号。以下「条例」という。）の規定に基づき、児童館の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（放課後児童健全育成事業の定員）

第2条 条例第3条第1項第4号に規定する放課後児童健全育成事業を実施する草加市立住吉児童館における同事業の定員は、90人とする。

（平26規則2・一部改正）

（利用者登録）

第3条 条例第7条各号列記以外の部分に規定する児童は、児童館を利用しようとするときは、あらかじめ児童館の利用に係る登録（以下「利用登録」という。）を受けなければならない。

2 利用登録を受けようとする児童は、草加市立児童館利用者登録申請書（第1号様式）を利用しようとする児童館の管理者に提出しなければならない。

3 児童館の管理者は、前項の申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定しなければならない。

4 児童館の管理者は、前項の規定により利用を決定したときは、草加市立児童館利用登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）を第1項の規定により申請した児童に交付するものとする。

（利用手続）

第4条 前条の規定により利用登録を受けた児童（以下「利用登録児童」という。）は、児童館を利用しようとするときは、入館の際に、当該利用しようとする児童館の管理者に登録証を提出しなければならない。ただし、児童館の管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 児童館の管理者は、前項の規定により登録証の提出があったときは、利用簿に記載する等をして、常時入館者を把握しておくものとする。

3 児童館の管理者は、入館した利用登録児童が退館する際に、登録証を当該利用登録児童に返還するものとする。

（利用登録の取消し等）

第5条 利用登録の取消し及び前条の利用の停止については、条例第8条第2項及び第10条の規定の例による。

（占用手続）

第6条 第4条の規定による児童館の利用のほか、条例第8条第1項の規定により、児童館の施設を占有しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の1か月前から7日前までに草加市立児童館利用許可申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）を児童館の管理者に提出しなければならない。

2 児童館の管理者は、申請書を受理したときは、速やかに利用の許可の可否を決定しなければならない。

3 児童館の管理者は、前項の規定により利用の許可を決定したときは、草加市立児童館利用許可書（第4号様式）を申請者に交付するものとする。

4 草加市立谷塚児童センターに限り、申請者は、第1項の申請の前に市民交流活動センター登録申請書（第5号様式。以下「登録申請書」という。）を児童館の管理者に提出し、登録を受けなければならない。

5 児童館の管理者は、前項の申請があったときは、登録申請書を確認の上、市民交流活動センター登録証（第6号様式）を交付するものとする。

（平19規則44・一部改正）

(放課後児童健全育成事業の申込み手続等)

第7条 放課後児童健全育成事業に係る入室申込み、退室、保育料等は、草加市立児童クラブ設置及び管理条例施行規則（平成15年規則第61号）の規定の例による。

(遵守事項)

第8条 指定管理者は、条例第16条に掲げるもののほか、児童館の管理運営に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令等を遵守し、適切な事業の運営を行うこと。
- (2) 市長の承認を受けることなく、児童館の利用時間外、休館日等において児童館を条例第3条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事業以外の用途に供しないこと。
- (3) 児童館の設備に、市長の承認を受けることなく変更を加えないこと。
- (4) 指定期間終了時及び条例第19条の規定により指定を取り消されたときは、児童館を原状に復して返還すること。
- (5) 児童館の設備を破損等した場合は、市長が定めるところによりその損害を賠償すること。

(年度報告書類)

第9条 条例第17条に規定する報告書は、第7号様式によるものとする。

2 条例第17条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の研修報告
- (2) 職員の健康診断受診状況

(平19規則44・一部改正)

(委託の承認)

第10条 指定管理者は、児童館の管理の業務に関し業務委託を行うときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(指定管理者の公募)

第11条 市長は、条例第13条第1項の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を告示するとともに、ホームページ等に掲載するものとする。

- (1) 管理を行わせる児童館の名称及び所在地
- (2) 児童館の管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 条例第13条第2項の指定申請の方法及び申請期間

(指定の申請)

第12条 条例第13条第2項に規定するその他必要書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定申請書

(2) 定款、規約又はこれらに類する書類

(3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書

(4) 団体の設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの

(5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度における収支予算書及び事業計画書

(6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における収支計算書及び事業報告書

(7) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

(8) 児童館の管理に関する業務の収支予算書

(9) 法人市民税の納税証明書

2 前項各号に掲げる書類は、市長の認めるところによりそれに準ずるものをもって代えることができる。

(平20規則37・一部改正)

(選考委員会)

第13条 指定管理者の指定に関し透明性及び公平性を確保するため、指定管理者の指定の選考を行う選考委員会を置く。

2 選考委員会は、学識経験者を含む8人以内の委員をもって組織する。

3 条例第13条第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ選考委員会に諮るものとする。

4 選考委員会の結果は、公表する。

5 選考委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(平30規則30・一部改正)

(指定通知等)

第14条 条例第13条第3項の指定を行ったときは、指定された団体に対し、速やかに通知をしなければならない。指定されなかった団体に対してもまた同様とする。

(協定)

第15条 指定管理者は、市長と児童館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
  - (2) 利用許可に関する事項
  - (3) 管理業務に関する事項
  - (4) 管理に要する費用
  - (5) 個人情報の保護に関する事項
  - (6) 管理業務の報告に関する事項
  - (7) 指定期間
  - (8) その他市長が必要と認める事項
- (その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行の前になされた第11条から第15条までに定める指定管理者の指定に関する手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年規則第67号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、草加市立児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成18年条例第38号）附則第1項本文に定める日から施行する。

(平成19年規則第5号で平成19年4月1日から施行)

附 則 (平成19年規則第44号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際改正前の規定により既に印刷済みの様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年規則第37号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第8号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第11号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第37号）

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

附 則（平成26年規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

草加市立児童館利用者登録申請書

年 月 日

あて

児童館を利用したいので、次のとおり申請します。

登 録 申 請 者	ふりがな	
	氏名	
	性別	男 女
	生年月日	年 月 日生
	住所	草加市
	学校名等	小学校・中学校 就学前
	連絡先(自宅) ☎	( )
	連絡先(その他) ☎	( )
保護者の氏名及び続柄	本人との関係( )	



第2号様式(第3条関係)

(表)

草加市立児童館利用登録証			
No	—	—	—
氏名			
		年 月	日発行
			印
児童館(センター)	☎	—	

(裏)

利用の注意事項	
1	児童館を利用するときは、この利用登録証を児童館の受付に渡して、利用することを申し出てください。
2	この利用登録証を他の人に渡したり、貸したりしてはいけません。
3	引っ越しなどで住所、電話番号などが変わったときは、児童館の受付に届け出てください。
4	この利用登録証が破れたり、なくしたりしたときは、児童館の受付に届け出てください。

第3号様式(第6条関係)

草加市立児童館利用許可申請書

No.

年 月 日

草加市長 あて

住 所  
団 体 名  
申請者 代表者名  
電話番号

児童館の利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 室 名			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで		
利 用 者	予 定 人 数	※	利 用 人 員
	乳幼児 人	乳幼児	人
	小学生 人	小学生	人
	中学生 人	中学生	人
	その他 人	その他	人
	計 人	計	人
備 考			

なお、この申請書記載の利用は、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその構成員若しくは関係者の利益になる利用ではありません。

※欄は記入しないでください。

第4号様式(第6条関係)

草加市立児童館利用許可書

許可第 号  
年 月 日

様



児童館の利用について次のとおり許可します。

なお、この許可書記載の利用が、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその構成員若しくは関係者の利益になると認められたときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止します。

利 用 室 名	
利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
利 用 者 数	乳 幼 児 人 小 学 生 人 中 学 生 人 高 校 生 人 そ の 他 人 計 人
備 考	

〔注意〕

- 1 利用権を譲渡し、又は転貸することはできません。
- 2 特別の設備をし、又は変更を加えるときは、あらかじめ職員の承認を受けてください。
- 3 利用に際しては、職員の指示に従ってください。
- 4 利用を終わったときは、施設等を原状に回復し、職員の点検を受けてください。
- 5 火気の取扱いについては、特に注意してください。

第5号様式(第6条関係)

市民交流活動センター登録申請書

(谷塚児童センター登録用)

草加市長

あて

谷塚児童センターを使用したいので、次のとおり登録を申請します。

1	(フリガナ) 団 体 名	.....
2	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	.....
3	(フリガナ) 連 絡 担 当 者	.....
4	住所又は所在地	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	
	ホームページURL	
5	活 動 分 野 (一番適切と思われる活動の□ に●印を付けてください。複数選 択可)	①子育て支援サークル□ ②子ども会□ ③その他( )□
6	活動内容・今後活 動したいと考 える内容	

備考

本申請に当たっては、構成員の住所及び氏名が記載された構成員名簿を添付してください。

第6号様式(第6条関係)

市民交流活動センター登録証(谷塚児童センター用)	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	
団 体 ( 代 表 者 ) 名 又 は 氏 名	(代表者名)
所 在 地 又 は 住 所	
発 行 年 月 日	年 月 日
草加市長 <span style="float: right;">印</span>	
<p>[注意事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この登録証は、センターの使用手続をするとき提示してください。</li> <li>2 この登録証は、センターを使用する際は常に携帯してください。</li> <li>3 記載内容に変更があったときは、速やかに届け出てください。</li> </ol>	

第7号様式(第9条関係)

草加市立児童館管理運営事業実績報告書

年 月 日

草加市長 あて

所在地

団体名

代表者氏名



電話番号

年度草加市立児童館管理運営事業が完了したので、次の事項について関係書類を添えて報告します。

- 1 児童館の管理の実施状況
- 2 児童館の管理に係る収支状況
- 3 団体の財務状況
- 4 職員の研修報告
- 5 職員の健康診断受診状況

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第6条関係）

（平19規則48・一部改正）

第4号様式（第6条関係）

（平19規則48・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

（平19規則44・追加）

第6号様式（第6条関係）

（平19規則44・追加）

第7号様式（第9条関係）

（平19規則44・旧第5号様式繰下）